

足 監 査 公 表 第 5 号  
令和 4 (2022)年 7 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 齋 藤 昌 之

記

- 1 監査の種類 定例監査（出先機関等監査）
- 2 監査実施日 令和 4 年 5 月 30 日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた必要事項を記載した監査資料について内容調査し、現地査察を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
山辺公民館	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
道路河川管理事務所	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

- 5 意見・要望

山辺公民館では、山辺地区自治会長連絡協議会ほか団体の預金通帳を 8 冊保管し、会計事務を行っていた。関係団体への関与は必要最小限にとどめると共に、預金通帳及び印鑑の保管管理を厳正に実施されたい。